

## 太宰春台撰『古文孝経孔子伝』「第11. 父母生績」の意義

An Important Role of [Kobun Kokyo Koshiden, Chapt. 11 Fubo Seiseki]  
Edited by Dazai Syundai

早川 雅子  
Masako HAYAKAWA

### Abstract

[Chapt. 11 Fubo Seiseki] played an important role of giving motives of duty to parents in the old Japanese society, where adoptions were generally done and accepted. In the book, bringing up a child is regarded as an obligation and duty to parents is regarded as repaying the obligation (rather than blood relationship).

キーワード：古文孝経孔子伝、父母生績、孝道德

Key Words：Kobun Kokyo Koshiden, Fubo Seiseki, obligation moral

享保16(1731)年、太宰春台撰『古文孝経 孔氏伝』が刊行された。『古文孝経 孔氏伝』、いわゆる『孔伝』は、前漢の孔安国伝と称される古文の注で、本国中国では亡失していた。近世中期の徂徠学者、太宰春台(延宝8・1680～延享4・1747)は、日本に残存する『孔伝』写本を収集、諸注も参較しながら校訂を重ね、初めて刊行したのである。太宰本『孔伝』は頻繁に重版され、これが契機となって講釈や考証、輯佚の業が進んだ。これら夥しい数の刊行本の主流は、太宰本をはじめとする『孔伝』であった<sup>(1)</sup>。18世紀中期以降の孝道德は『孔伝』を基に構築された、といっても過言ではなからう<sup>(2)</sup>。

『孝経』には、古文と今文との二種のテキストがある。古文(二十二章)と今文(十八章)は、分章の仕方、章の順序立てに相違があるが、経文の内容に大差はないといわれる。このような見解から、太宰本『孔伝』そのものは、さほど研究の対象にされない状況にある。しかし、『孔伝』刊行の累増、読者の急増は、『孔伝』の内容に受容を促すものがあつたから、とも考えられる。また、18世紀中期以降の孝道德を研究する上でも、太宰本『孔伝』を検討し、その内容を確認しておく必要があると思われる<sup>(3)</sup>。

本稿では、太宰本『孔伝』、同『古文孝経国字解』を中心資料にして、太宰本『孔伝』の意義と、孝道徳とを検討する<sup>(4)</sup>。方法として、今文と古文との相違点の一つ、分章の仕方に着目する。今回は、今文「聖治章」を三分して立てた「父母生績章」を取りあげる。今文を用いた『孝経正義（唐・玄宗御注、宋・邢昺疏）』との比較論的考察も取り入れ、分章したことによって解釈はどのように変容したかを明らかにする<sup>(5)</sup>。論述は、孝道徳の整理、分章の仕方の確認を行った後、「父母生績章」の考察に進む。考察によって、『孔伝』が日本に普及する要因を探りたい。

## 一. 孝徳と『孝経』の構成 — 『孝経正義』を中心に —

『孝経』は、焚書の難に遭った後、今文と古文の二種のテキストが伝わったといわれる。著者は、孔子自作、曾子説のほか、漢儒説など諸説あるが、現在では、孔子自作に仮託して作られたという説が一般的である。

『今文孝経』には後漢鄭玄の注、『古文孝経』には前漢孔安国の伝と称される注との二注があったが、唐の玄宗が今文を基に自ら注した『御注孝経（明皇御注）』を頒布して以降、二注は振るわず、五代十国の時代に亡失した。そして、宋の邢昺が、御注に依って『孝経正義』を作るに至り、『御注孝経』が主流になる。『十三経注疏』に合刻されているのは、この『孝経正義』である。ちなみに、近世日本では、太宰本『孔伝』の刊行以前は、後儒の偽作説が出るほどに、『孔伝』の評価は低かった。

今文と古文の二種のテキストの主な相違は、章の順序立てと、分章の仕方にある。【別表】は、両テキストの章立てを対照させたものである。孝経の章名は後儒の作為で、唐の玄宗『明王御注』から一般化したという理由から、章名を録さない刊本もある<sup>(6)</sup>。しかし、太宰本『孔伝』をはじめ、講釈本には章名を録したものが多く、また、以後の論述の便宜を考慮して、両テキストともに章名を用いることにした。

### 【別表】

|       |        |            |       |           |            |           |           |            |         |         |            |       |           |       |      |           |          |          |          |         |           |       |      |
|-------|--------|------------|-------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|---------|---------|------------|-------|-----------|-------|------|-----------|----------|----------|----------|---------|-----------|-------|------|
| 18    | 17     | 16         |       | 15        | 14         | 13        | 12        | 11         | 10      | 9       | 8          | 7     | 6         | 5     | 4    | 3         | 2        | 1        | 順        | 今文孝経    |           |       |      |
| 喪親    | 事君     | 感応         |       | 諫争        | 広揚名        | 広至徳       | 広要道       | 五刑         | 記孝行     | 聖治      | 孝治         | 三才    | 庶人        | 士     | 卿大夫  | 諸侯        | 天子       | 開宗明義     | 章名       |         |           |       |      |
| 22    | 21     | 20         | 19    | 18        | 17         | 16        | 15        | 14         | 13      | 12      | 11         | 10    | 9         | 8     | 7    | 6         | 5        | 4        | 3        | 2       | 1         | 順     | 古文孝経 |
| 喪親    | 事君     | 諫争         | 閨門    | 広揚名       | 感応         | 広至徳       | 広要道       | 五刑         | 記孝行     | 孝優劣     | 父母生績       | 聖治    | 孝治        | 三才    | 孝平   | 庶人        | 士        | 卿大夫      | 諸侯       | 天子      | 開宗明義      | 章名    |      |
| 父母の葬礼 | 君に事る孝道 | 君・父を諫めるも忠孝 | 家内の礼義 | 揚名（一章）の詳細 | 孝の身行に天地が感応 | 至徳（一章）の詳細 | 要道（一章）の詳細 | 無親、無君、無法の刑 | 親に事える方法 | 悖徳・悖礼の禁 | 子を養育する親の功績 | 聖人の治道 | 孝を以て国を治める | 徳教の根柢 | 孝の終始 | 農耕励行、謹身節用 | 君長に事えて忠順 | 法服、法言、徳行 | 不驕、儉約、慎行 | 愛親敬親、徳教 | 至徳要道、孝の終始 | 概要・語句 |      |

章の順序立てとは、「感応章」の章順を指す。古文では「広至徳章」と「広揚名章」の間に挟まれ、今文では「広至徳章」「広揚名章」「諫争章」と続き、その後に置かれる。

分章の仕方の相違に着目したい。すなわち、今文の一章を分割して、別の章を立てたことである。具体的には、今文「第六 庶人」を二分して「第七 孝平」を立て、同「第九 聖治」を三分して「第十一 父母生績」「第十二 孝優劣」を立てている。また、「第十八 閨門」は、今文では後儒の偽作として除かれ、古文にのみ存在する。こうして、古文の章立ては、今文一八章より四章多い、二十二章となった。

本稿で取りあげるのは、古文「第十一 父母生績」である。まず、その前段階として、主に『孝経正義』に拠りながら、孝徳の内容を整理し、『孝経』の構成を確認する。なお、以下の第一節の論述では、今文の『孝経正義』を指して、『孝経』という。

『孝経』で説かれる孝には、二つの側面がある。一つは、個人の修養という側面、もう一つは、政治思想という側面である。前者の個人の修養としては、天子・諸侯・卿大夫・士・庶人の五つの階層すべてに共通する孝と、階層ごとに異なる孝、いわゆる五孝との二種類がある。後者の政治思想という側面は、五孝に関わり、これにも二つの性格がある。一つは、天子が履行する孝徳により天下が治るといふ、天子の孝における孝治という性格である。もう一つは、諸侯・卿大夫・士・庶人の孝は、それぞれが孝を履行することにより天下が治るので、治天の機能を果すといふ性格である。

個人の修養のうち、五つの階層に共通する孝は、愛敬の孝といわれる孝である。この愛敬の孝は、天子の孝を記した「第二 天子」で説かれる。以下が、「第二 天子」の全文である。

子曰、愛親者不敢惡於人、敬親者不敢慢於人。愛敬尽於事親、然後徳教加於百姓、刑於四海。天子之孝也。呂刑云、一人有慶兆民頼之。

愛敬とは、親を愛することと、親を敬うことである。その意義は、次のように説かれる。親を愛するとは、血を受けた者を親しくおもう心である。この親しむ心を以って他者に接すれば、他者を悪む心はおきない。親を敬うとは、いま在る自分が生まれ出たも<sup>も</sup>として、親を尊び大切にすること。この謙る心があれば、驕り高ぶらず、他者を卑しむことはない。

天子の孝とは、愛敬を尽して親に事えること、これに尽きる。上に立つ天子が孝を履行すると、天下万民はその行って現す徳教に導かれ、教えに則るようになる。万民が愛敬を尽くし、人を悪まず、慢らないから、争いは起きず、天下は安んじて治まる。

愛敬の孝について押さえておきたいのは、二点である。第一は、愛敬を尽くして親に事える孝は、天子の孝であるが、また、万民が天子の徳教に則るので、天子から庶人まですべての階層に共通する孝になる点である。したがって、諸侯・卿大夫・士・庶人は、万人に共通する愛敬の孝と、階層ごとに制定された孝との二つの徳目を行わねばならない。第二は、万民が天子の身行に教化されて天下は治るといふ意味では、天子の孝は、孝治という政治的な性格を兼備するという点である。『孝経』の構成でいえば、「第二 天子」は、天子を始め、総ての階層に共通する個人の修養と、天子による孝治を説く章という位置づけになる。

愛敬の孝は、現存の親に事える行いのみとは限らない。親への愛敬は、自らが血を受けた者への親しみ、生れ出たもとに対する恭敬を原点とする。この自らの血の連続性に対する意識は、血筋の継承と先祖祭祀に繋がる。そこで、先祖祭祀は、愛敬を尽す孝の最も重要な要素となる。「第十 記孝行」は、孝子の親に事える徳目を記した章で、平常の敬・扶養の楽・疾病の憂・喪亡の哀・祭祀の厳の五者を挙げ、五者を完遂して初めて能く親に事えると説く。

次は、諸侯・卿大夫・士・庶人の四つの階層における孝である。これら四つの孝は、「第三 諸侯」から「第六 庶人」にわたって記される。概略は、以下の通り。

「第三 諸侯」：高位に在って驕らず、身に依じて節儉し、法度を守り、行いを慎む。この三者が、富貴を保つ道である。この道を行えば、その富貴の位を保ち、国を保ち（社稷を保ち）、民を安んずることができる。

「第四 卿大夫」：先王が階級に応じて制した衣服を身につけ、先王が定めた言葉のみを口にし、先王が定めた正しい行いをする。この三者を修めれば、位階と知行を永く失わず、先祖を祭る宗廟を守ることができる。

「第五 士」：主君に忠、上に立つ長に順を以て事える。この二つを行えば、位階と俸禄を永く失わず保ち、先祖を祭ることができる。

「第六 庶人」：農事（工、商も兼ねる）に励み、間違えて罪を犯さないようにし、節約して奢らない。そうすれば、餓えることなく、必要なだけの財を保ち、父母を養うことができる。

これら各階層における孝は、国を保ち、民を安んずる（諸侯）、位階と知行・俸禄を守る（卿大夫・士）、生業に励む（庶人）と、それぞれの地位・身分を保つための徳目である。論ずるまでもなく、徳目を成し遂げるために、卿大夫が先王の制定した礼法を遵守すること、士が君長に忠順をもって君長に事えることは、天子への忠に通ずる。さらに、諸侯が国を安堵され、庶人が耕作を保証されるための孝も、結局のところ、天子へ忠に帰結する。つまり、各階層における孝とは、各階層それぞれの職分において天子に忠を尽すことに他ならない。この孝は、忠を尽すという意味では個人の修養であり、結果として、治天に通じるという意味では、政治的徳目でもある。

天子を除く諸階層における孝を整理しよう。孝には、自らの血の連続性に対する愛敬の念を基調とする孝と、階層に応じて君へ忠を尽す孝との二種類がある。前者の父子天合、後者の君臣義合に由来する二つの孝は、本質的には相入れず、儒教においては前者を優先させること、周知の通りである。「第四 卿大夫」「第五 士」「第六 庶人」をみても、忠を尽して地位・身分を保つ目的は、宗廟を守る（卿大夫）、祭祀を守る（士）、親を養う（庶人）と、先祖祭祀や親への奉事にある。また、「第八 孝治」「第九 聖治」によれば、天子・諸侯が天下や国を保つ目的も、先祖祭祀に置かれる。つまり、君に忠を尽くすという孝の目的は、先祖祭祀にある。この意味で、孝の意義は血の連続性に対する愛敬の念に収斂される。

これに対して、『古文孝経孔伝』における孝は、君への忠に収斂される傾向が強い。先に、分

章の仕方の相違の一つとして、今文「第六 庶人」を二分して、「第七 孝平」を立てた点を挙げた。多くの『孔伝』解釈本は、先祖祭祀に代って家の維持存続を打出し、「第七 孝平」を注釈して、家を維持して初めて孝は完遂すると述べる。この注釈によれば、家の維持するために君へ忠を尽すことの重要性が増すことになる。

こうしてみると、親への愛敬と君への忠という二つの孝をどのように関係づけるかは、『孝経』の重要な課題であるといえる。『孝経』の各章では、愛敬と忠との二つの孝が、あるいは個人の修養として、あるいは政治的機能として単独の主題に設定されることもあるが、両者の関係付けが併せて説かれることも多い。

## 二. 「聖治章」の構成

『古文孝経孔氏伝』「第十 聖治」「第十一 父母生績」「第十二 孝優劣」は、『今文孝経』「第九 聖治」を三分して立てた章である。前者は「第七 孝平」を立てたため順序数が一つ大きいのが、両テキストとも前段部は、「聖治」という章名は同じで、内容も後半の一箇所を除いては、特筆すべきほどの相違はない。

では、「聖治章」では何が説かれるのか。この章は、「人の行いは孝より大はなく、孝は父を嚴ぶより大はなし」と始め、血縁の祖としての父を、天に比して第一義の存在とする。この父を天に配したのは、聖人たる周公その人だという。

昔者周公郊祀后稷以配天。宗祀文王於明堂以配上帝。是以四海之内各以其職来祭。夫聖人之徳又何以加於孝乎。故親生之膝下以養父母日嚴。聖人因嚴以教敬因親以教愛。聖人之教不肅而成、其政不嚴而治。其所因者本也。

引用の前段では、郊祀と宗祀との祭祀を制定、履行したので、四海の諸王はこれに随順したと、周公の事績を叙述する。先祖祭祀、祭祀の制定、安天下、ここで述べられる孝は個人の修養と政治とを貫く徳である。祭祀の礼を制定し、自ら履行して民を教化し、天下を治める。このように、聖人は孝を行って余す所がない。この聖人の孝徳が、聖治である。続いて、「故親生之膝下」で始る後段では、聖治が容易く成就する所以を説く。この部分、後述するように、今文と古文とでは、字句の異同があり、解釈も異なるが、要するに、聖治が成就する理由は、孝が愛敬に基づくことだという。ここまで、「聖治章」では、愛敬の孝の由来と効用が、聖治という政治的観点から述べられる。

この段に続く部分が、今文では「第九 聖治」の後半として展開される。そして、古文では、「第十一 父母生績」と「第十二 孝優劣」との二つの章に別立てされたのである。両テキストの該当部分を対照し、その相違点を確認しておこう。なお、以下の論述では、『今文孝経』は『孝経正義』を使用し『孝経』と略、『古文孝経孔氏伝』は太宰春台校刊本を使用し『孔伝』と略す。

### 『孝経』「第九 聖治」

①故親生之膝下以養父母日嚴。聖人因嚴以教敬因親以教愛。聖人之教不肅而成、其政不嚴而治。其所因者本也。②父子之道天性也、君臣之義也。父母生之続莫大焉。君親臨之厚莫

重焉。③故不愛其親而愛他人者謂之悖德、不敬其親而敬他人者謂之悖礼。以順則逆民無則焉。不在於善而皆在於凶德。雖得之君子不貴也。君子則不然。言思可道行思可樂。德義可尊作事可法。容止可觀進退可度。以臨其民是以其民畏而愛之則而象之。故能成其德教而行其政令。(以下、詩經からの引用は略)

### 『孔伝』「第十 聖治」

①' [是] 故親生毓之以養父母日嚴。聖人因嚴以教敬因親以教愛。聖人之教不肅而成、其政不嚴而治、其所因者本也。

### 『孔伝』「第十一 父母生績」

②' [子曰] 父子之道天性也。君臣之誼也。父母生之績莫大焉、君親臨之厚莫重焉。

### 『孔伝』「第十二 孝優劣」

③' [子曰] 不愛其親而愛他人者謂之悖德、不敬其親而敬他人者謂之悖礼。以訓則昏民亡則焉。不宅於善而皆在於凶德。雖得志君子弗從也。君子則不然。言思可道行思可樂。德誼可尊作事可法。容止可觀進退可度。以臨其民是以其民畏而愛之則而象之。故能成其德教而行其政令。

先ず、『孔伝』「第十一 父母生績」、②' について。冒頭に「子曰」の二文字を付けて、孔子が述べた文という形式にして、章が別立てされる。さらに、『孝経』②と対照すると、字句の異同が二箇所ある。一つは、誼と義の異同である。重要なのは、もう一方、「績」の字である。すなわち、『孔伝』の「績」は、『孝経』では「続」が使われている。つまり、異なる文字「績」を用いて、「第十一 父母生績」という、文字数僅か三十字にすぎない章を立てたのである。この章の主題は「父母生績」であること、論を待たない。

「第十一 父母生績」が「父子之道…」から始るので、『孔伝』「第十 聖治」はその前節で終ることになる。そこで、『孔伝』①' は、『孝経』①「故」に[是]が加わり「[是] 故」となり、「第十 聖治」を総括する構成をとっている。聖人は愛敬の徳教を制定し、孝徳により天下は治ると結んで、聖治章は終る。また、『孔伝』①' には、『孝経』①と異なる字句(波線部分)がある。「是故」に続く、「親生毓之以養父母日嚴」は、『孝経』①では「親生之膝下以養父母日嚴」とある。この異同箇所の解釈は、次節で詳述する。

次に、『孔伝』「第十二 孝優劣」は、『孝経』③の部分と相応する。『孝経』③は、「故不愛其親～」という文で起り、前節の「父子之道天性也～君親臨之厚莫重焉」を受けて論が展開される。対して、「第十二 孝優劣」は、冒頭に「子曰」を付けた別立ての形式をとっており、孝の優劣を主題とした独立した章である。また、この章にも、『孝経』③と異なる字句がある。「雖得志君子弗從也」の箇所で、『孝経』③では「雖得之君子不貴也」とある。

以上の照応によれば、『孔伝』「第十 聖治」「第十一 父母生績」「第十二 孝優劣」の三章は、主

題もそれぞれに異にしており、三章の間に直接的な連続性はみられない。一方、『孝経』は、これら三章を一括りにして、「第九 聖治」とする。とすれば、『孝経』「第九 聖治」の後半、すなわち『孔伝』の後半二章に相応する部分も、その主題は聖治に関連するとみなせよう。実際、『孝経』「第一 開宗明義」邢昺疏には、孝経全十八章の意義、テキストの構成が簡約明快にまとめられており、「第九 聖治」の意義は、「及三才孝治聖治三章、竝敍徳教之所由生也」とある。つまり、「第九 聖治」は、「第七 三才」「第八 孝治」と併せて三章で、孝の徳教の由来を陳べた章だということのである。

### 三. 『孔伝』「第十一 父母生績」の意義

#### (一) 父子之道と君臣之誼

「第十一 父母生績」は、二段構成とみなすことができる。前段が「子曰、父子之道天性也。君臣之誼也」、後段が「父母生之績莫大焉、君親臨之厚莫重焉」である。前段は、「父子の道」、「君臣の誼」という字句が示すように、二種類の孝、すなわち親への愛敬と君への忠とに関連する。後段には章名の由縁「父母生之績」の字句があり、『孔伝』「第十一 父母生績」の主題は後段にある。以下、前段と後段に分けて考察を進めるよう。前段の考察は『孝経』から始めたい。

次に挙げるのは、『孝経』「父子之道天性也。君臣之義也」の御注である。一般に、『孝経』の注は、唐・玄宗の注という意味で、御注（明王御注）と称される。

父子之道、天性之常。加以尊嚴、又有君臣之義。

この注では、父子の道と君臣の義とは、「加うるに尊嚴を以てする」で関係づけられる。しかし、この短い字句のみでは意味する所は解しがたい。ここでいわれる「尊嚴」を解する手がかりは、「父子之道天性也」の前節、「故親生之膝下、以養父母日嚴」にある。すなわち、第二節で、『孝経』と『孔伝』の相違点として指摘した箇所である。注疏は、以下の通り。

親猶愛也。膝下謂孩幼之時也。言親愛之心生於孩幼、此及年長漸識義方則日加尊嚴能致敬於父母也。日加尊嚴、能致敬於父母也。

正義曰、此更広陳嚴父之由。言人倫正性必在蒙幼之年。教之則明不教則昧。

末文「正義曰」は、邢昺の疏の一部である。御注の主旨を、父を尊ぶ由来を陳べ、人間の正性は幼少時の親の教えの如何に依存する、とまとめている。この疏を参考にして、「親生之膝下、以養父母日嚴」の御注を解釈しよう。

「親生之膝下」の「親」は、父母を親しみ愛する心の意味。親愛の心は嬰兒の時から生じる、と解される。次は、「以養父母日嚴」の「以養」である。御注には、長ずるに及んで次第に義方を識る（此及年長漸識義方）、とある。ここでの義方は、幼少に学ぶ家庭内の徳義、教訓の意味である。この義方を識る方法は、前述の邢昺疏「人間の正性は幼少時の教えの依存する」から、父母に教えられて識ると考えるのが適切であろう。そこで、「以養」は、幼少の時から父母が家庭内の教訓を教え込み、子は次第に教訓を身につけていく、と解釈することができる。この「以養」を受けて、「父母日嚴」という。すなわち、遵守すべき家庭内の教訓を学んでいくほどに、

日々に父母は尊くおかしがたい存在になっていく、というのである。そして、父母への尊厳を深めるごとに、父母を敬うようになると結ぶ。

経文では、この「親生之膝下、以養父母日嚴」の後に、「聖人因嚴以教敬、因親以教愛」と続く。聖人は父母への親と嚴の心に拠って、それと自覚して正しく発する次元に昇るよう愛と敬を教える、という。この愛とは、血を受けた父母を親しく思う自然の情が、血縁に対する自覚的な親しみへと昇華した心である。また、子にとって父は、自らの存在の<sup>も</sup>ととして、また、初めて教示を仰ぐ者として、本源的かつ無条件に高位の存在である。したがって、嚴の心は、高位の者を尊ぶ心であるが、父を尊ぶをもって始めとする。自己の存在の<sup>も</sup>ととして父を崇め尊ぶ心、これが敬である。このように、父母への親しみから愛が、父への尊厳から敬が起る。要するに、愛と敬の心は、ともに父母（とりわけ父）に基づくのである。

「父子之道天性也。君臣之義也」の御注に戻ろう。御注「父子之道、天性之常。加以尊嚴、又有君臣之義」では、父子の道と君臣の義が、「加うるに尊嚴を以てする」で関係付けられている。父子の道は、父への親しみに拠る愛と、尊嚴に拠る敬である。それは、親しみと尊嚴を兼ね備える、天性の道である。「加うるに尊嚴を以てする」とは、この父子の道おける尊嚴の心をより強くしたところ、と解される。つまり、父子の道の尊嚴の心を増したところが、君臣の義、すなわち君への忠の道である。愛敬の孝と忠の孝との関係に照らしてみれば、父への愛敬における敬の要素をより強めると、君への忠順の孝になる。

既述の通り、『孝経』では、愛敬の孝と忠の孝とを関係付けも一つのテーマであった。『孝経』「第九 聖治」では、聖人による愛敬の孝の教えに続けて、章を分つことなく、愛敬と忠との関係付けが説かれる。愛敬と忠の関係付けは、「第五 士」でも扱われるが、「第九 聖治」では聖人の教えという形式をとることが特徴的である。『孝経』「第九 聖治」後半の主題の一つは、愛敬と忠の関係付けである。

愛敬と忠、父子の道と君臣の義は、決して対等な関係ではない。いうまでもなく、愛敬こそが本源的である。そもそも、父への尊嚴の心がなければ、尊嚴を強くすることなど到底できず、君への忠、君臣の義も生じ得ない。その意味では、忠や君臣の義は派生的である。愛敬を本源にして、忠が派生する。愛敬と忠は、それぞれ別の質を異にする徳である。それゆえに、御注は、「加以尊嚴、又有君臣之義」というのである。すなわち、加うるに尊嚴を以てすると、また別に君臣の義が有る、と。

次に、『孔伝』「第十一 父母生績」の前段、「子曰、父子之道天性也。君臣之誼也」の解釈を検討しよう。ここでは、太宰春台『古文孝経 国字解』（『国字解』と略）を取りあげよう。『国字解』は、「子曰、父子之道天性也。君臣之誼也」を次のように解釈する。

天性ハ自然ナリ。父ノ子ヲイツクシミ、子ノ父ニ孝アルノ道ハ父子ノシタシミナリ。コレ自然ヨリ出来タリ。親愛アヒクワワルトキハ父子ノ恩タリ。尊嚴ニスルトキハ君臣ノ誼ナリ。コレ又、愛敬ヲカヌルコトナリ。

ここで問題にしたいのは、「親愛アヒクワワルトキハ」で始る後半部で、この部分が「君臣之

誼也」の解釈にあたる。その文末に、愛敬を兼ねること（愛敬ヲカヌルコトナリ）と、「愛敬」の辞が唐突に現れる。もっとも、『孔伝』本体では、愛敬の辞は「父子之道天性也」の注に使われている。すなわち、父子の道において愛敬の情は心の底からわきおこる（愛敬之情出於中心）、とある。『国字解』の愛敬も、文脈から判断すれば、この『孔伝』の注に応じて使われたといえよう。しかし、上記した『国字解』「父子之道天性也」の解釈をみると、父子の道は生れつきの性質から出るというのみで、愛敬の情については全く触れていない。したがって、『国字解』の愛敬を、父子の道における愛敬の情と断ずることはできないのである。愛敬は、ひたすら愛敬という心の動きである。

『国字解』の解釈を検討しよう。「親愛アヒクワワルトキハ父子ノ恩タリ」の「親愛アヒクワワル」は、愛敬に親愛が重ねて加わるの意で、愛と敬の二つのうちの愛の方を強くする、と解される。愛敬のうち愛の思いを強くすると父子の恩になる、というのである。おなじように、「尊厳ニスルトキハ君臣ノ誼ナリ」は、愛と敬のうちで敬が拠って起るところ、すなわち、尊厳の思いを強くすると君臣の義になる、と解される。愛敬という心の動きについて、愛の要素を強くすると父子の恩、敬を強くすると君子の義になるわけである。とすれば、父子の恩と君臣の義は、愛敬という一つの心の働きの二つの側面ということになる。

そもそも、『孝経』において愛敬と忠の関係付けが問題になるのは、両者が質を異にし、愛敬が本源的だからである。しかし、『国字解』の解釈においては、父子の恩と君臣の義は、愛敬の心の二つの側面という点において、同質的、かつ一体的である。結論を先取りすれば、この父子の恩は、親への孝と同義であり、孝と忠とは一体的な関係にある。

## （二） 父母生績

『孔伝』「第十一 父母生績」の主題は、後段「父母生之績莫大焉、君親臨之厚莫重焉」にある。『国字解』は、「第十一 父母生績」の冒頭で、章の主旨を次のように解説する。

績ハ功ナリ。子生レテ父母ノ養育ヲ蒙リ成長スルノアイダ、ソノ労苦ノ功尤モ大ヒナリ。故ニ父母生績章トナツクルナリ。

績は、功勞の意。父母が子どもを成長するまで養育する労苦、その功、さらには功へのねぎらいである。「父母生績」とは、父母が子を養育する功勞を意味する。これが「第十一 父母生績」の主題である。

ところで、前節で指摘したように、『孔伝』と『孝経』では、この箇所には字句の異同があった。「父母生績」の「績」は、『孝経』では「続」が使われる。『孔伝』「父母生之績莫大焉（父母之を生ずるの績、焉より大なるは莫し）」は、「父母生之続莫大焉（父母之を生ず、続くこと焉より大なるは莫し）」となる。この箇所、『孝経』御注を確認しておこう。

父母生子伝体相続、人倫之道莫大於斯。

注によれば、「父母生続」とは、父母が子を産み、先祖から受継いだ身体を次の世代に伝える、つまり血筋を絶やさないことを意味する。この血筋を継続させることが、人間の道の最た

るものだという。

「父母生績」を養育する功勞と解釈するのは、『国字解』の大きな特徴といえる。『孔伝』本体の注には、子を生子撫育し復す(父母之生子撫之育之顧之復之)とあり、血筋を継続させるという意味を読み取ることができる。また、太宰本『孔伝』刊行に古文孝經を用いた解釈として、中江藤樹『孝經啓蒙』があるが、ここでも「父母生之続」という今文に拠って解釈する<sup>(7)</sup>。しかし、『国字解』「父母生績」の注釈は、前掲した引用、および後述する引用が全文であるが、血筋の継承を意味する字句はみられない。そして、太宰本『孔伝』刊行以降は、『国字解』のみならず、諸種の『孔伝』講釈本を検討しても、血筋の継承と解釈するものは管見にない。「父母生績」を養育する功勞と解釈するのは、『孔伝』講釈本の一般的な特徴といっても過言ではなからう<sup>(8)</sup>。

それでは、「父母生績」を父母が子を養育する功勞と解する意義はどこにあるのだろうか。以下に、『国字解』「父母生之績莫大焉、君親臨之厚莫重焉」の解釈全文を挙げよう。

父母ノ養育ヲ受ケテ成長スル間ダ、父母ノ功苦コレヨリオオヒナルハナシ。

君親臨之トハ、父母ノワレヲノゾミテ養ヒソダツル恩愛ノ厚キ、コレヨリ重キハナシ。君トシテシタシミ臨ムゴトク、父母上ニアリテ子ニノゾムコト尤モウスカラズ。下トシテソノ徳ヲ上ヘムクユルハ、父母ニ君ノ義アルニヨツテ兼テ云フトナリ。

前半部は、「父母生之績莫大焉」の注釈で、父母の養育の功勞が説かれており、前掲した章の主旨と同じ内容である。「君親臨之トハ」からが、「君親臨之厚莫重焉」の注釈である。「君親臨之」とは、親が君として子に対する、の意味。注釈では、親が君として子に臨む理由が説かれる。

ここでは先ず、父母が子を養育することを、「父母ノワレヲノゾミテ養ヒソダツル恩愛」、という。父母の養育は、子の立場から、父母の恩愛と捉え直されるのである。この恩愛の観念は、相互間の愛情ではなく、親子の上下関係において捉えられている。親は子の上に立って養育の恩を施与し、子は親から養育の恩を恵与されるという構図である。そして、「君トシテシタシミ臨ムゴトク…」と続く。養育の恩は最も深いので、親が子に臨む場における親と子との間の上下の分ちは、最も大きい。この親の位置は、あたかも君が上に立って臣に臨むごとくだから、親が君として子に対するのだ、という。

以上の注釈が、親が君として子に臨む理由である。その理由は、先ず、親の養育を恩愛と捉え、その上で、親子の関係を君臣の上下関係に準え、恩愛を上下関係において捉えるからである。この点について、論考を加えよう。

日本では、恩の観念は仏教とともに普及していった。仏教における恩は、上下の関係ばかりではなく、相互間の横の関係においても捉えられる。恩の観念が儒教に取入れられるのは、儒教の日本化が進んだ17世紀後半以降である。たとえば、貝原益軒(寛永17・1640～正徳4・1714)の教訓書には、「恩を知らざる人は忠孝なし」といわれ、恩を君臣、親子の上下関係で捉えている。孝經では、前掲中江藤樹『孝經啓蒙』に、「(父母が子を)覆育する恩義」という

解釈がみられる<sup>9)</sup>。『国字解』の恩愛も、この覆育の恩義という解釈の延長上に位置づけられよう。ただ、ここで特筆したいのは、『孔伝』という經典において、養育の恩を主題とする一つの章が立てられたことである。「第十一 父母生績」の存在によって、養育の恩は強い印象を与えることになる。

儒教では、君臣の関係は後天的である。前述したように、『孝経』では、父は本源的に尊嚴の対象であり、父への尊嚴から君臣の義が導き出された。尊嚴の対照として、父は初めから君の位に位置している。これに対して、『国字解』では、養育の恩愛という点において、親と子とは上下の関係に置かれ、しかも、その関係は君臣の上下関係に比肩するという。上下の位付けに関しては、親子の関係に先立って、君臣の関係が設定されるのである。論理的には、親子関係における恩は、君臣関係における恩に準じて導出されたことになる。

この論理に基づいて、養育の恩愛に対して、子からの報恩の行為が求められる。前掲の引用末文に「下トシテソノ徳ヲ上ヘムクユルハ、父母ニ君ノ義アルニヨツテ兼テ云フトナリ」、とある。子どもの親への報恩は、臣下の君への奉仕に相応する義務として課せられている。

このように「第十一 父母生績」では、父母が子を養育する功労を主題にし、養育の恩から報恩の観念を導き出している。もちろん、親の養育を恩と捉える論理は、この僅か三十字からなる章のみで展開されるわけではない。その伏線は、「第十 聖治」の章末に敷かれている。すなわち、「是故親生毓之、以養父母日嚴」の一節で、『孝経』と『孔伝』との異同箇所である。

『孔伝』「親生毓之」は、『孝経』では、「親生之膝下」と記され、親愛の心は嬰兒の時から生じる、と解される。「親」は父母を親しみ愛する心、「之膝下」は嬰兒の時の意味である。

『孔伝』は、異同箇所「毓之」の注に、之を育てるのは父母なり（育之者父母也）と付ける。毓は、育の古字である。この注に拠れば、「親生毓之」は、「親」が父母を意味するから、父母が子を生育する、と解される。

この父母が子どもを生育する行為は、恩の観念から捉えられるのである。『国字解』は、「親生毓之」を含む「是故親生毓之、以養父母日嚴」の一節を、次のように注釈する。

毓ハ古ノ育字ナリ。上ヲウケテ、是故ニ父母ノ子ヲ養育スルノ恩ヨリ生ジテ、子トシテ父母ヲ愛敬スルノ情ソナハリテ、日々ニコレヲ尊フコトヲシルナリ。

「上ヲウケテ」とは、聖治章の冒頭「孝は父を嚴ぶより大はなし」を指す。注釈は、父母が子どもを養育する恩から、尊ぶ心が生じて、子として父母を愛敬する情が備わる、と解される。この愛敬する情が備わるとは、愛と敬との情が二つながらに備わる、という意味である。春台によれば、己を養育する者を愛するは生ある者の天性（『聖学問答』）だから<sup>10)</sup>、父母を愛する情は生れながらに備わっている。この愛に尊ぶ心が加わって、愛と敬とがともに備わる、という意味になる。親を敬する心は、養育の恩を媒介にし、親を上位の存在に置くことによって、後天的に生じるのである。この点、『孝経』において、父は本源的かつ無条件に高位の存在で、敬するは父を以て始めとするのと対照的である。近世の日本においては、自己の血筋の本源として親を敬する観念は、なじみが薄いとさえいよう。

『国字解』の注釈は、「是故親生毓之、以養父母日嚴」の前半に力点が置かれ、後半「以養父母日嚴」には軽く触れる程度である。この注釈からは、報恩の行為を読取ることはできない。しかし、『国字解』以降の注釈本では、報恩の義務が明確に主張される。たとえば、折衷学の祖・井上金峨は、この節の主旨を「欲報之徳」と述べている<sup>(11)</sup>。以下に紹介するのは、冢田大峰『冢注 孝経』の「以養父母日嚴」注である。

放、旧本放ニ作ル。放、依ナリ。言ハ、其ノ親ヲ尊敬スルコト此ノ如キ所以ハ、人情ヲ強テ然ラシムルニ非ルナリ。是レ固ヨリ親生育ノ恩有ルニ依テ、以テ父母ヲ愛養シテ、日ニ尊敬ヲ致ス。乃チ人情ノ然ル所以ナリ。(原漢文)

ここでは、「以養父母」の注を、親には生育の恩が有り、それによって父母を愛養する（親生育ノ恩有ルニ依テ、以テ父母ヲ愛養シテ）と付けている。「養」は、子が父母に事え扶養する意味である。『孝経』の解釈、親が子を養うとは、対蹠的である。そして、父母に事え、父母を尊ぶ行いが、養育の恩に報いる行為として課されている。つまり、報恩の義務である。続いて、親を尊ぶ心は人情の当然といわれているが、尊ぶ心は生育の恩を媒介にしており、生れながらの心情とはみなしがたい。むしろ、恩に報いて親を大切にすることが人情の当然と解してしかるべきであろう。

以上、「第十一 父母生績」、および関連する経伝を検討した。検討の結果を整理しよう。この章の主題は、父母が子を養育する功労にある。「父母生績」は、専ら養育の功労を意味する。『孝経』における孝道徳の根本的命題、血筋の継承という観点は欠落している。血筋の継承という観点の欠落から、次の三点の結果が導き出される。第一は、血筋に基づく父子の道と、後天的な君臣の義との関係付けが、重要な問題とはならない点である。そもそも、父への孝と君への忠は、愛敬の心の二つの側面であり、一体的な関係にある。第二に、自己の存在の根源として無条件に親を恭敬する根拠は、きわめて弱いものになる。また、親に奉事する動機もまた、稀薄になる。それに代わって強調されるのが、恩の観念である。親の養育を恩と捉えることによって、親子の上下関係が設定され、上位の親に対する敬心が生じる。さらに、親に事える孝は、養育に対する報恩として義務づけられた。そして、第三に、本稿では詳論しなかったが、血筋の継承がさほど問題されない故に、それに代る孝道徳の設定は容易になる。すなわち、家の継承である。

## 結論

太宰本『孔伝』以降、『孔伝』および及び『孔伝』講釈本の刊行は膨大な数に及んだ。『孔伝』受容の理由の一つは、そこで説かれた孝道徳が日本社会に適合的であった点にある。「第十一 父母生績」の意義は、子の養育を主題に設定し、養育を恩として捉えたことにある。近世の日本では、家の継続のための養子縁組は、きわめて日常的であった。親と子の結合の要因を養育の恩に置き、報恩を孝の動機付けにしたことは、近世日本社会に適合的であった。さらに一点、血筋を契機とした敬親の観念が薄いことが、結果として、父への孝と君への忠の一体化に有効

であったことも看過できない。忠孝一体の論理では、愛敬の心のうち敬の心を強くすれば、君臣の義になる。

孝道徳には、愛敬の孝といわれるように、親子関係を結合する要因が二つある。一つは、愛である。この愛は、子への慈しみの心、親への親しみの心で、血縁で繋がる者の間、あるいは養いを介して結ばれる相互間に生じる。もう一つは、敬である。この敬は、養育の恩を上下関係において捉えた時に生じる。親は上に立つ者として、子に養育の恩を施し、子は恩を授る者として、上に立つ親を尊び、報恩を義務を負う。『孔伝』「第十一 父母生績」で説かれた孝は、後者の敬に基づく道徳である。

この孝道徳は、子を養育するだけの余裕を有する親子、子に相続させるべきなんらかの継承財を有する家としては、効果的に機能するであろう。しかし、日々の生活にすら窮する其の日暮しの家族や、継承財をもたない家族にとっては、受け容れ難いと思われる。実際、十八世紀後半以降、こうした脆弱な小家族が増加していく。これら小家族における孝道徳では、親子の愛が着目されるであろうし、恩の観念の変容も必要となろう。十八世紀後半以降における『孔伝』解釈、とりわけ民衆における孝道徳の検討課題としたい。

## 【注】

- (1) 江戸後期の出版状況については、鈴木俊幸『江戸の読書熱 一自学する読書と書籍流通』（平凡社、2007）、長友千代治『江戸時代の図書流通』（思文閣出版、2002）などの一連の研究、『江戸本屋出版記録（全三巻）』（ゆまに書房、1980-2）、『近世出版広告集成（全六巻）』（ゆまに書房、1983）等を参照。
- (2) たとえば、佐々木潤之介『江戸時代論』（吉川弘文館、2005）など。
- (3) 太宰春台に関する先行研究として、尾藤正英「太宰春台の人と思想」（『日本思想体系37』岩波書店、1972）、小島康敬『増補版 徂徠学と反徂徠』（ペリカン社、1995）、田尻祐一郎・疋田啓祐『叢書・日本の思想家 太宰春台・服部南郭』（明徳出版社、1995）、武部善人『人物叢書 太宰春台』（吉川弘文館、1997）、などを参照。
- (4) 太宰本『孔伝』は、筑波大学附属図書館蔵『重刻 古文孝経孔氏伝』（天明3・1783、嵩山房・小林新兵衛版）、及び『欽定四庫全書 経部』を使用した。  
『古文孝経国字解』は、筑波大学附属図書館蔵『古文孝経国字解』（明和3・1777、嵩山房・小林新兵衛版）を使用した。句点は著者による。
- (5) 『欽定四庫全書 経部』を使用した。
- (6) 山本北山『孝経集覧』（安永3・1775）などが代表的である。山本北山（宝暦2・1752～文化9・1812）は、近世中後期の儒学者。折衷学の祖・井上金峨の高弟。『孝経集覧』は、筑波大学附属図書館蔵本を使用した。
- (7) 中江藤樹（慶長13・1608～慶安1・1648）の『孝経啓蒙』は、当初は今文が採られ、その後、古文に変わる。したがって、初稿本は今文、定稿本は古文に拠ってる。しかし、「父母生之、続莫大焉」についての注は、初稿本と定稿本に異同はなく、今文に拠っている。注は、以下の通り（藤樹書院編『藤樹先生全集 第一冊』岩波書店、1940、p.348）。  
生ハ生育也。之ハ子ヲ指シテ言フ。続ハ連也。相連続シテ絶エザルヲ謂フ也。言フ心ハ、人ノ子父ニ質リ始ツテ、母ニ質リ生マル、其心性形体、相連続シテ絶エズ、猶ホ木ノ根幹枝葉、一体ニシテ相離

レザルガゴトシ。連続ノ至密、天下豈ニ之ニ加フルコト有ランヤ。故ニ曰ク、続クコト焉ヨリ大ナルハ莫シト。

なお、定稿本『孝経啓蒙』は、古文孝経に拠るが、分章の仕方には『孔伝』と相違があり、また、章名も付いていない。

- (8) たとえば、冢田大峰『冢注 孝経』の注「續ハ功ナリ。天地ノ性、人ヨリ貴キハ無レバ、則チ父子ノ道有リ、君臣ノ義有リ。而シテ人人此貴キヲ得ルハ、孰カ以テ之ヲ与フ。斯レ父母之ヲ生ムナリ。父母已ニ之ヲ生テ、而シテ之ヲ撫長ス。功苦ノ功、焉ヨリ大ナルハ莫シ」、この解釈でも血筋の継承は欠落する。

冢田大峰（延享2・1745～天保3・1832）は、近世中後期の儒者、折衷学。寛政異学の禁を批判し、寛政の五鬼として知られる。道徳の根本を、孝弟に置く。『冢注 孝経』は、筑波大学付属図書館所蔵『冢注 孝経』（安永7・1779、高山房・小林新兵衛版）を使用した。

- (9) 『孝経啓蒙』の「君親臨之厚莫重焉」の注による。「親ハ父母也。尊ヲ以テ卑ニ適クヲ、臨ト曰フ。覆育ノ意也。之ハ子ヲ指シテ言フ、厚ハ重也、広也。仁愛重広ナルヲ謂フ也。天下ノ至尊ハ、君ヨリ大ナルハ莫ク、天下ノ至親ハ父母ヨリ大ナルハ莫シ、而シテ之ヲ兼ヌル者ハ父母也。天下ノ焉ヨリ大ナルノ恩義ヲカネテ、其ノ子ヲ覆育素、仁愛ノ広大、昊天極罔シ。」（前掲書8、p.349）
- (10) 「己ヲ養育スル物ヲ愛スルハ、凡ソ生アル者ノ天性ノ欲ナリ」（頼惟勤編『日本思想体系 37 徂徠学派』（岩波書店、1972）、p.120）
- (11) 井上金峨（享保17・1732～天明4・1784）は、折衷学の祖といわれる。筑波大学付属図書館蔵『新刻 孝経集説』（宝暦6・1757、芝明神前 藤木久市他版）を使用した。
- \* 本稿は、日本学術振興会平成二〇年度科学研究費補助金（基盤研究C：課題番号20520075 一九世紀前中期の江戸・東京における家族の実態と道徳思想）による研究成果の一部である。

**要約：**

「第11. 父母生績」の意義は、子の養育を恩と捉え、(血縁ではなく)報恩を孝の動機付けに設定したことである。この動機付けは、養子縁組が日常的であった日本社会に適合したものであった。